**平成２９年（フ）第１８７号**
埼玉県入間市豊岡１丁目１番１号　1009
債務者　丹下　敦子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第９２号**
相模原市南区大野台５丁目４番21号サニーハイツ101
債務者　北畠　久男
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第９３号**
（住民票上の住所）相模原市南区上鶴間１丁目８番16号セジュール野本202
債務者　濱崎　真哉
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第９４号**
相模原市南区相模台４丁目13番16号メリーパレスⅠ―202
債務者　鈴木　渚羽
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１００号**
相模原市南区古淵２丁目14番12号プライムガーデンⅠ305号室
債務者　松山　眞弓
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１０１号**
相模原市中央区田名6295番地田名団地２棟2015号
債務者　本多　雅幸
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１０８号**
神奈川県座間市明王18番地の９
債務者　阿久津幸子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１１２号**
相模原市南区相南２丁目17番17号　エクレール相南第３　102号室
債務者　山口　彩香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１１３号**
相模原市中央区淵野辺４丁目39番25号デサンスフチノベ405号
債務者　中野内綾子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１１２号**
静岡県沼津市大岡1816番地の19　大岡団地Ｎ10―304
債務者　落合圭太郎
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１号**
京都府京丹後市丹後町間人2416番地の１
債務者　**廣**瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２９年（フ）第１２号**
京都府京丹後市丹後町間人2416番地の１
債務者　中江　昭子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２９年（フ）第２０号**
長崎県大村市原口町999番地１
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２９年（フ）第３６７号**
大阪市西区本田４丁目９番22―907号
債務者　魚治こと　坪田　照正
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４２５号**
大阪市淀川区宮原４丁目４番２―909号
債務者　髙木　聖之
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５０３号**
大阪府豊中市東豊中町１丁目９番３号
債務者　伊藤　武夫
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４３号**
大阪市北区長柄東２丁目６番５―104号
債務者　タイプスリーこと　林　　雅之
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５８４号**
大阪府門真市大池町32番４号
債務者　佐々木孝康
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部